

実施方針に関する質問への回答

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	3	第1章	第1節	5	(2)	ウ	地域経済・地域社会への貢献	「地域ボランティアの活用」と記載がありますが、貴市における主だった活動団体がありましたらご教示ください。	具体的な想定はありません。
2	4	第1章	第1節	7	(2)	カ	土壌汚染対策業務	現時点での計画地における土壌汚染状況等についてご教示ください。	余熱利用施設敷地については、閲覧資料4地歴調査報告書に記載のとおり、汚染の恐れはありませんので、土壌汚染状況調査及び土壌汚染対策は不要とします。現センター付近は「汚染の可能性あり」のため、令和5年5月頃に土壌調査をする予定です。公園敷地については、要求水準書に従い、土壌汚染状況調査及び土壌汚染対策を履行してください。
3	4	第1章	第1節	7	(4)	キ	修繕業務	大規模修繕の定義について、記載の文節から、設備について「建築物修繕措置判定手法」の記述に準ずると読み取れますが、「建築物修繕措置判定手法」は建物にも適用されると考えてよろしいでしょうか。	大規模修繕の定義については、実施方針P4に記載のとおりです。
4	4	第1章	第1節	7	(4)	キ	修繕業務	大規模修繕について、建築物修繕判定手法は大規模修繕と判定する基準が示されており、例えば屋根(屋上)防水については、漏水が発生した場合に判定がスタートします。屋上防水については漏水が発生しないように10年～15年毎に防水工事をするのが一般であり、このような場合は大規模修繕に該当すると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)P80に記載のとおり、大規模修繕については、事業者が作成する長期修繕計画の内容を踏まえ、本市が直接実施しますが、事業者は、事業期間中に大規模修繕が発生しないよう、計画的に修繕を行い、予防保全に努めてください。
5	5	第1章	第1節	8			自主事業について	自主事業については、事前に(提案書の提出前に)提案内容について協議を行う必要はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	5	第1章	第1節	8			提案施設について	提案施設と付帯施設の区分について、明確にしていただけませんか。例えば、公園の一部にスケートボードパークを整備する場合、これは提案施設なのでしょうか、それとも付帯施設なのでしょうか。	提案施設は、余熱利用施設内または公園施設として本事業の予定価格の範囲内で整備可能な施設です。本事業の目的に即し、公共施設として相応しい施設であれば、提案施設として認めます。ただし、提案施設は公共施設となることから、公共施設の集約(アセットマネジメント)の観点から、延べ床面積6,000㎡程度となるよう留意してください。提案書の提出前に、提案内容について、予め本市と協議ください。 加えて、公園における提案施設については、要求水準書(案)P8、P54に記載の事項をご確認ください。 ・建築物以外のものを対象とする。 ・都市公園法に定める公園施設とする。(原則として、公園事業の国庫補助対象となる施設とします。) ・ただし、単独での運動施設の提案は不可とする。 ・公園施設のうち、飲食店、売店その他当該施設から収益が生じる施設については、付帯施設として提案すること。 一方、付帯施設は、設置管理許可により公園内に民間施設として独立採算で整備可能な施設です。都市公園法に挙げられる施設であることを前提として、本施設の用途及び目的を妨げない範囲において、地域活性化及び利用者の利便性の向上に寄与する機能であれば認めます。 なお、要求水準書(案)P98に記載のとおり、公園施設の設置管理許可を受ける必要があり、また、本市に対し、使用料を支払うものとします。 例示のスケートボードパークについては、単独での運動施設に該当し、提案施設としては認められません。
7	5	第1章	第1節	9			提案施設について	提案を予定する事業者は、事前に(提案書の提出前に)提案内容について協議を行うとありますが、具体的な協議時期をご教示ください。	協議は随時可能ですが、最終的に、個別対話等の機会に確認を取ってください。
8	5	第1章	第1節	9			提案施設	「事前に(提案書の提出前に)提案について本市関係者と協議を行うものとする。」とありますが、協議は2回実施予定の個別対話の場となりますでしょうか。また、10. 付帯施設においては、「協議の上、同意を得るものとする。」とありますが、提案施設に関しては同意は不要なのではないでしょうか。	前段: 協議は随時可能ですが、最終的に、個別対話等の機会に確認を取ってください。 後段: 同意を得てください。要求水準書を修正します。

実施方針に関する質問への回答

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
9	5	第1章	第1節	9			提案施設について	「提案施設」として本事業の予定価格の範囲内で～提案し、整備及び管理・運営を行うことができる」との記載がございますが、予定価格の範囲内であれば、提案施設内の什器、備品も整備可能なのでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	5	第1章	第1節	9			提案施設	「事前に(提案書の提出前に)提案内容について本市関係課等と協議を行うものとする」とありますが、協議は随時行っていただけるのでしょうか？	実施方針に関する質問への回答No.7をご参照ください。
11	5	第1章	第1節	10			付帯施設について	実施可能な範囲について制限がある場合があるとありますが、法的な制限以外に設置面積や設置場所に制限や指定はありますか。	目的とする公共事業の趣旨との適合性の観点から制限がある場合があります。
12	5	第1章	第1節	10			附帯施設(附帯事業)について	提案を予定する事業者は、事前に(提案書の提出前に)提案内容について協議を行うとありますが、具体的な協議時期をご教示ください。	実施方針に関する質問への回答No.7をご参照ください。
13	5	第1章	第1節	10			付帯施設(付帯事業)	「事前に(提案書の提出前に)提案内容について本市関係課等と協議を行うものとする」とありますが、協議は随時行っていただけるのでしょうか？	実施方針に関する質問への回答No.7をご参照ください。
14	6	第1章	第1節	11	(2)		利用者から得る収入	事業者は、本施設の利用者からの利用料金を収入とすることができるとありますが、年間利用者数はどの程度を見込んでおられるかご教示願います。	参考として、市内既存施設の年間利用者数を入札公告時にお示しします。
15	6	第1章	第1節	11	(2)		利用者から得る収入	維持管理・運營業務のサービス対価については、必要費用から利用料金収入を差し引いた額を提案し、これに対する価格点が与えられるということでもよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。価格点の算定式については、入札公告時にお示しします。
16	6	第1章	第1節	11	(2)	ア	利用料金収入	利用料金の設定については、事業者が提案した料金にて、減額されることなく条例において設定頂けるとのことでもよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。ただし、利用料金は要求水準書(案)P14-15に記載の目安及び市内類似施設の利用料金を参考とし、ご提案ください。
17	6	第1章	第1節	11	(2)	ア	利用料金等収入	利用料金の設定について、貴市がお考えの、もしくはお認めいただける一人当たりの利用料金の上限、下限をご教示ください。	実施方針に関する質問への回答No.16をご参照ください。
18	6	第1章	第1節	11	(1)	ア	計及び建設・工事監理業務の対価	余熱利用施設における設計及び建設・工事監理業務の対価は、引渡後の一時金及び割賦による支払いを、公園施設における設計及び建設・工事監理業務の対価は、整備期間中の年度払い、引渡後の一時金及び割賦による支払いを想定されているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	6	第1章	第1節	11	(1)	ア	計及び建設・工事監理業務の対価	設計及び建設・工事監理業務の対価について、一括払いと割賦払いの割合をご教示いただけますでしょうか。	一括支払いの想定については、入札公告時にお示しします。
20	6	第1章	第1節	11	(1)	ア	設計・建設・工事監理業務の対価	対価の一部に起債及び国の交付金を活用予定であり、これらは余熱利用施設は完了払いとするとありますが、完了払いとなる金額(割合)はどの程度となる予定でしょうか。	実施方針に関する質問への回答No.19をご参照ください。
21	6	第1章	第1節	11	(1)	ア	設計・建設・工事監理業務の対価	「一時的及び定期的」とは、例えば、①設計業務完了時に支払われる、②年度毎の工事出来高分で支払われるということでしょうか？	本市は当該業務の対価の一部に起債及び国の交付金を活用予定であり、これらの対価については、余熱利用施設における設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価は完了払とし、公園施設における設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価は年度末に出来高に応じて支払うことを想定しています。
22	6	第1章	第1節	11	(1)	ア	設計・建設・工事監理業務の対価	「起債及び国の交付金」で賄えない分については事業期間中の平準化支払いということでしょうか？ その場合には、「起債及び国の交付金」とそれ以外の金額については各上限金額等をお示しいただけるとのことでもよろしいでしょうか？	前段:お見込みのとおりです。 後段:一括支払いの想定については、入札公告時にお示しします。
23	6	第1章	第1節	11	(1)	ア	設計・建設・工事監理業務の対価	サービス対価について一時的及び定期的に支払うとありますが、起債及び国の交付金相当額が一時的支払いで、定期的支払いはそれ以外の民間調達した金額が事業期間中割賦払いされると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

実施方針に関する質問への回答

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
24	6	第1章	第1節	11	(1)	ア	設計・建設・工事監理業務の対価	国の交付金を活用予定とありますが、予定している交付金の種類についてご教示ください。	社会資本総合交付金 都市公園等事業を想定しています。
25	6	第1章	第1節	11	(1)	ア	設計・建設・工事監理業務の対価	対価の一部に起債及び国の交付金を活用予定であり、これらは余熱利用施設は完了払いとするとありますが、公園と同様に年度末出来高払いとしていただけませんか。	原案のとおりとします。
26	6	第1章	第1節	11	(1)	ア	設計・建設・工事監理業務の対価	対価の一部に起債及び国の交付金を活用予定であり、これらは公園施設は出来高払いとありますが、出来高払いとなる金額(割合)はどの程度となる予定でしょうか。	入札公告時にお示しします。
27	6	第1章	第1節	11	(1)	ア	設計・建設・工事監理業務の対価	余熱利用施設の設計業務に係るサービス対価の完了払いの時期は、設計業務完了時と考えてよろしいでしょうか。	余熱利用施設の引渡し後に支払うことを想定しています。
28	6	第1章	第1節	11	(1)	イ	維持管理・運営業務の対価	維持管理・運営業務費に関して、入札上限金額(予定価格)についてはお示しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	内訳を開示することはできません。
29	6	第1章	第1節	11	(1)	イ	維持管理・運営業務の対価	貴市が想定している本施設の利用者数について参考にご教示ください。	実施方針に関する質問への回答No.14をご参照ください。
30	6	第1章	第1節	11	(1)	イ	維持管理・運営業務の対価	利用者から得る収入に関しては、プロフィットシェアだけではなくロスシェアのような考え方を採用される予定でしょうか？	ロスシェアの導入は予定していません。
31	6	第1章	第1節	11	(2)	イ	市民参加・環境学習・イベントに係る収入	市民参加・環境学習・イベントに係る収入に関して、「実費相当や講師謝金相当等の金額」と記載がありますが、人件費等のサービス提供に係る金額も含めて設定することは問題ないでしょうか？	問題ありません。
32	7	第1章	第1節	11	(2)	エ	提案施設の運営に係る収入	提案施設に関しては、行政財産目的外使用料や借家代は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	7	第1章	第1節	11	(2)	エ	提案施設の運営に係る収入	提案施設の運営を事業者(SPC)から構成員、協力企業または外部の第三者に委託する場合、収入はその業務を受託した企業等の収入としてよろしいでしょうか。	提案施設分を含め、要求水準書P89に示す、毎事業年度の事業報告書(収支決算書を含む)を提出することを条件に認めます。
34	7	第1章	第1節	11	(2)	オ	付帯施設の運営に係る収入	付帯施設の運営を事業者(SPC)から構成員、協力企業または外部の第三者に委託する場合、収入はその業務を受託した企業等の収入としてよろしいでしょうか。	問題ありません。
35	7	第1章	第1節	11	(3)		利用料金等収入の還元	「事業者は、本施設利用者から得る収入が提案時想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合は、」と記載されていますが、「大きく」の具体的な指標は想定されていますでしょうか？還元方法並びに還元率も事業者提案となりますでしょうか？	指標を設定する想定はありません。還元率や還元方法については、事業者の提案によるものとします。
36	7	第1章	第1節	11	(3)		利用料金等収入の還元	「その利益の一部相当」という表現がありますが、基準をお示しください。	事業者の提案によるものとします。
37	7	第1章	第1節	11	(3)		利用料金等収入の還元	「本施設利用者から得る収入が提案時想定を大きく上回った結果」とありますが、①事業者が独立採算で行う自主事業からの収入も含まれますでしょうか。②大きく上回るとは定量的にどの程度の水準でしょうか。③本施設利用者から得る収入が提案時想定を大きく下回った場合の、ロスシェアリングも制度に組み入れる意向はありますでしょうか。	①含まれます。 ②事業者の提案によるものとします。 ③ロスシェアの導入は予定していません。
38	7	第1章	第1節	11	(3)		利用料金等収入の還元	「事業者は、本施設利用者から得る収入が提案時想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合」とありますが、「大きく」の定義をご教示ください。	事業者の提案によるものとします。

実施方針に関する質問への回答

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
39	7	第1章	第1節	12			使用料等の負担	提案施設については、建物使用料の徴収はないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	7	第1章	第1節	12			使用料等の負担	「自主事業に係る目的外使用及び付帯事業における使用料等は、それぞれ徴収するものとし、」とございますが、要求水準書(案)P.8表1-2本事業におけるサービス対価・運営収入の対象に記載の通り、自主事業については自動販売機にのみ使用料を支払うという理解でよろしいでしょうか。	目的外使用に係る自主事業は、使用料の支払いが必要となります。
41	7	第1章	第1節	12			使用料等の負担	入札参加者の提案における公平性担保のため、自主事業(自動販売機)及び付帯事業において支払う使用料の計算値を具体的に示していただけますでしょうか。	入札公告時にお示しします。
42	7	第1章	第1節	12			使用料等の負担	使用料については事業者が提案し、その多寡が評価の対象となりますか？	使用料等は久喜市行政財産の使用料に関する条例(平成22年久喜市条例第67号)に基づいて設定するものとします。評価対象に含めることは想定していませんが、詳細は、入札公告時にお示しします。
43	7	第1章	第1節	12			使用料等の負担	「自主事業に係る目的外使用及び付帯事業における使用料等は、それぞれ徴収するものとし、使用料等は久喜市行政財産の使用料に関する条例(平成22年久喜市条例第67号)に基づいて設定する」とありますが、具体的な金額をご教示ください。	入札公告時にお示しします。
44	7	第1章	第1節	12			使用料等の負担	入札時の条件を揃えるため、検討等を進めるために基準として参考価格をご提示ください。	入札公告時にお示しします。
45	7	第1章	第1節	13			光熱水費の負担	光熱水費(電気及び自主事業にかかるものは除く)は本施設の維持管理及び運営業務にかかるサービス対価に含め、事業者の提案額に応じて、定期的に支払うとありますが、当初事業者提案額の予測と大幅に乖離した場合は変更されるのでしょうか。	協議によるものとします。
46	7	第1章	第1節	13			光熱水費の負担	新ごみ処理施設から供給される余熱及び電気の量が分かればお教えください。	余熱については、要求水準書(案)P33をご参照ください。電気については、事業者にて必要とする量を供給します。
47	7	第1章	第1節	13			光熱水費の負担	隣接する新たなごみ処理施設から供給される余熱・電気を無償で使用することができる。と記載がございますが、本施設で使用するための余熱・電力負荷がまかなえると理解してよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問への回答No.46をご参照ください。
48	7	第1章	第1節	13			光熱水費の負担	余熱が供給されない場合は本市が負担するとの記載がございますが、その場合、代替熱源としてガスを利用した場合、市においてガス料金を負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	供給停止日数が7日/年を超えた場合には、8日/年以降の燃料費の増額分を市が負担する予定です。
49	7	第1章	第1節	13			光熱水費の負担	余熱が供給されない場合は本市が負担するとの記載がございますが、新たなごみ処理施設から電気が供給されなかった場合も、代替に係る電気料金は市の負担となる理解でよろしいでしょうか。	供給停止日数が7日/年を超えた場合には、8日/年以降の電気料金の増額分を市が負担する予定です。
50	7	第1章	第1節	13			光熱水費の負担	維持管理及び運営業務に係る光熱水費は、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービス対価に含め、事業者提案額に応じて本市が定期的に支払うとの記載がございますが、電気以外の光熱水費はサービス対価に含まれるとの理解でしょうか。その場合、余熱利用施設や公園管理に必要な水や、ごみ処理所停止期間中の熱源の使用を含め、貴市で費用を算出された資料をご提示いただけますでしょうか。	前段: お見込みのとおりです。 後段: 事業者提案による場所ですので、事業者にて使用量や費用の算出をお願いします。
51	7	第1章	第1節	14			減免措置	利用団体・利用目的により使用料を減額・免除とするものとする。とありますが、減免・免除となる利用回数に制限はないのでしょうか。	制限はありません。
52	8	第1章	第1節	15			事業スケジュール(予定)	「令和9年4月以降、隣接する新たなごみ処理施設から熱供給を開始する予定である」とありますが、設計・建設期間や開業準備期間に試運転などで余熱を利用することはできますでしょうか。	可能です。

実施方針に関する質問への回答

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
53	10	第2章	第1節				総合評価 一般競争 入札	入札公告時に予定価格は公表されますでしょうか。	入札公告時にお示しします。
54	10	第2章	第2節	1			募集及び 選定スケ ジュール	入札説明書等に関する第2 回個別対話結果の公表が8月下旬となっておりますが、入札締切まで1ヶ月しか期間がございません。そこからの提案変更は難しいため、提案内容について検討する時間を十分確保し、より優れた提案とするためにも、入札及び提案に係る書類の提出期限を10月中旬まで伸ばしていただけないでしょうか。	個別対話の結果公表から入札締切まで、十分な期間を確保できるようスケジュールを検討します。詳細は、入札公告時にお示しします。
55	10	第2章	第2節	1			参加表明 書及び資 格審査書 類の提出	提案施設の運営者や付帯事業の実施者についてはお示しいただいている日程以外に追加等での申請が可能としていただけないでしょうか。	本市が認めた場合は、追加可能です。
56	11	第2章	第2節	4			落札者を 決定しな い場合	いずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合は、特定事業の選定を取り消すこととすると記載がありますが、公的財政負担の縮減の達成とは、今後市より発表される入札上限金額以下であれば達成されているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	12	第2章	第2節	5	(2)		事業契約	事業者が事業を実施するために設立した特別目的会社とあります。事業者はSPCと認識していましたが、入札参加グループを構成する企業も事業者と定義されるのでしょうか。	「落札者が本事業を実施するために設立した特別目的会社」に訂正します。
58	12	第2章	第2節	5	(2)		事業契約	久喜市議会の議決を経た後に、本契約を締結するとあります。久喜市議会の議決を経た後に、仮契約が本契約として効力が発生すると理解しておりましたが、新たに事業契約を締結するというのでしょうか。	仮事業契約について、久喜市議会の議決を経たときに本契約となるものです。
59	12	第2章	第3節	1			入札参加 者の構成 等	事業者の提案により、ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務を担う企業がSPCに出資を行う構成企業として参加することも可能でしょうか。	可能です。
60	12	第2章	第3節	1			入札参加 者の構成 等	地元経済貢献について、市内発注額を具体的に提案し、評価の対象とする予定ですか？	入札公告時にお示しします。
61	12	第2章	第3節	1	(2)		入札参加 者の構成 等	「協力企業」とは、SPCに出資はしないがSPCから直接業務を受託する企業と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	12	第2章	第3節	1	(6)		付帯施設 実施企業	実施方針P5第1章第1節10に付帯事業は事業者の提案であり、義務付けるものではないとの記載がございます。入札及び提案に係る書類の受付が令和5年9月下旬で、運営開始が令和9年4月であることを鑑みると、提案に係る書類の提出時に、付帯事業の実施者を確約することが困難と考えます。付帯事業に関しては、入札後に決定次第の追加参加を認めて頂けませんでしょうか。	不可とします。ただし、テナントを必ずしも構成企業、協力企業に位置付ける必要はありません。
63	13	第2章	第3節	2			業務実施 企業の参 加資格要 件	電子調達サービスにおいて、久喜市競争入札参加有資格者名簿に登録があることとありますが、追加申請の予定はありますか。	建設工事、設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務については、令和5年5月に申請受付予定があります。また、物品等については、毎月、登録を受け付けています。いずれも、本市ホームページ(入札・契約情報)をご確認の上、間に合うようご登録下さい。なお、登録の申請受付は埼玉県で行っています。
64	13	第2章	第3節	2			業務実施 企業の参 加資格要 件	要求水準書20ページ第2. 1. (3)に記載されるものの以外に技術者の配置に関する要件はございますでしょうか。	ありません。
65	13	第2章	第3節	2	(1)		設計業務 を行う者	官公庁が発注した都市公園に準ずる公園(震災復興公園)でも資格要件を満たしますか？	認めます。ただし、街区公園の規模は除くため、予め本市に確認をお願いします。
66	13	第2章	第3節	2	(1)	イ	参加資格 要件	久喜市競争入札参加資格者名簿の新規登録はいつ頃から手続きできるのでしょうか。	実施方針に関する質問への回答No.63をご参照ください。
67	13	第2章	第3節	2	(1)	ウ	設計業務 を行う者	基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績とありますが、基本設計と実施設計はそれぞれ違う案件でも実績として認められるのでしょうか。	問題ありません。なお、設計の実績を「実施設計業務を完了した実績」に修正しました。

実施方針に関する質問への回答

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
68	13	第2章	第3節	2			業務実施企業の参加資格要件	ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務を担う企業が構成企業となる場合、個別の参加資格要件はないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針P13に記載のとおり、久喜市競争入札参加有資格者名簿(建設工事)又は久喜市競争入札参加資格者名簿(設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務、物品等)に登録されており、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業とします。
69	13	第2章	第3節	2			業務実施企業の参加資格要件	久喜市競争入札参加資格者名簿への登録を、本社からの委任により支店で行っている場合、本事業への参加も支店にて行う理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	13	第2章	第3節	2	(1)	エ	公園の設計業務を担う者	公園の設計を担う者と調整池の設計を担う者が異なる場合、調整池の設計を担う者は公園の設計実績は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
71	14	第2章	第3節	2	(2)		建設業務を行う者	調整池の建設業務を担う者に関する参加資格要件をご教示ください。公園の建設業務を担う者に含まれるという理解でしょうか。また、公園の建設業務を造成、調整池、植栽等(仕上げ)と分担する場合、実施方針14ページに記載の参加資格要件は、いずれか1社の実績があればよろしいでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです。
72	14	第2章	第3節	2	(2)	エ	建設業務を行う者	余热利用施設の建設を担う者につきまして、配置技術者の施工経験、常駐等の要件がありましたらご教示ください。	ありません。
73	13	第2章	第3節	2	(2)	エ	建設業務を行う者	屋内温水プールの実績と公共施設の実績は、別の案件(例えば、プールと庁舎など)でも要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	14	第2章	第3節	2	(2)	オ	建設業務を行う者	官公庁が発注した都市公園に関する施工実績が要件となっていますが、施工実績と認められる具体的な工種をご教示ください。	履行业務と同種工事の施工実績とします。
75	14	第2章	第3節	2	(2)	オ	建設業務を行う者	公園の建設業務を担う者の工事実績は平成20年4月1日から参加資格要件の確認基準日までとなっておりますが、官公庁発注の都市公園(街区公園を除く)は数が少ないため、平成15年(過去20年)からに対象期間を拡げていただけませんかでしょうか。	対象期間を「平成15年4月1日から参加資格要件の確認基準日まで」に修正します。 詳細は、入札公告時にお示しします。
76	14	第2章	第3節	2	(2)	オ	建設業務を行う者	公園の建設業務を担う者の工事実績に「官公庁が発注」とありますが、UR都市機構や土地区画整理組合などが発注し、都市公園として地方公共団体等により管理されている公園も含まれると理解してよろしいでしょうか。	認めます。
77	14	第2章	第3節	2	(2)	オ	建設業務を行う者	公園の建設業務を担う者につきまして、配置技術者の施工経験、常駐等の要件がありましたらご教示ください。	建設業務を担う者の要件はありません。
78	14	第2章	第3節	2	(2)	オ	建設業務を行う者	本計画には調整池等土木技術の要素が必要となります。公園の建設業務を担う者は「都市公園又は100,000㎡以上の造成工事」を施工した実績等、範囲を拡大していただけませんかでしょうか。	ご意見として承ります。なお、当該実績は少なくとも1社以上が該当するものとしています。
79	15	第2章	第3節	2	(5)	イ	運営業務を行う者	公園の運営業務を行う者には、実績要件は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	17	第1章	第3節	4			SPCの設立	事務所については、施設が完成した場合には、施設内に移転する事でよろしいでしょうか。	可能です。
81	17	第2章	第3節	4			SPCの設立等	SPCを久喜市内に設立する理由についてご教示ください。	市財政収入見込みのためです。
82	17	第2章	第3節	4			SPCの設立等	特別目的会社(SPC)の所在地を本事業用地として登記することは可能でしょうか。	可能です。
83	17	第2章	第3節	4			SPCの設立等	SPCを久喜市内に設立することありますが、事業用地内に設立することでもよろしいでしょうか。	可能です。

実施方針に関する質問への回答

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
84	17	第2章	第3節	4			SPCの設立等	SPCは本事業地内に設立してもよろしいでしょうか。	可能です。
85	17	第2章	第3節	5			参加資格要件の確認基準日	落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くことになった場合には、失格とするとありますが、構成企業や協力企業が参加資格要件を欠くこととなった場合の規定がありませんが、特に失格等になることはなく、交代も不要と考えてよろしいでしょうか。	代表企業の変更は認めませんが、構成企業、協力企業及び付帯施設実施企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とします。
86	17	第2章	第3節	6			入札参加者の変更	構成企業、協力企業及び付帯施設実施企業についての追加及び変更は、参加資格確認後、事業契約締結日までの間が可能と考えてよろしいでしょうか。	市が認めた場合には可能です。
87	17	第2章	第5節	1			提案等の審査	本事業の予定価格は入札公告時にお示しいただける理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
88		第2章	第2節	1			基本協定の締結	12月下旬では年末年始の繁忙期のため社内手続き等が困難になることも考えられます。1月中旬としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。詳細は、入札公告時にお示しします。
89		第2章	第3節	1	(7)		入札参加者の構成等	「久喜市内に本社・支社・支店を置く企業」とありますが、これは競争入札参加資格者名簿に記載されている「管轄内」及び「準管轄内」の企業が対象との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)の文面通りにご理解ください。
90		第2章	第3節	1			入札参加者の構成等	構成企業はSPCへ出資する企業、協力企業はSPCへ出資しない企業であり、双方ともSPCから直接業務を請負、受託する企業との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
91		第4章	第2節	1			整備対象施設	「余熱利用施設は延床面積約6,000㎡程度を条件」とありますが、上限下限についてお示しください。(例:6,000㎡±10%・6,000㎡+10%～-5%)	原則6,000㎡程度とし、具体的な面積は事業者の提案によるものとします。
92	22	第4章	第2節	1			表 余熱利用施設 飲食機能	表 余熱利用施設 飲食機能(※)飲食機能は、公園内に設けることができます。と記載がございますが、飲食機能を公園に設置した場合でも、設置費は余熱利用施設の施設整備費に内包されるとの理解でよろしいでしょうか。	本市が支払うサービスの対価に含まれます。
93	27	資料1					議会の議決	事業契約の締結に関する議案を令和6年2月定例会議に提出予定であるとの記載であるが、落札者の決定及び基本協定等の締結後、議会承認で否決された場合、その否決理由が事業者の責によらない場合の市の対応をご教示願います。また資料1:リスク分担表No.5 契約締結リスクの市へ●が記載されておりますが、事業者の責によらない場合は、市が当該期間までに発生した費用や損害についてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	契約締結に係る議案が市議会で議決されなかった場合、仮事業契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとします。なお、詳細は入札公告時に提示します。
94	30	資料1					不可抗力	引渡し後の施設は貴市の公有財産となるため、施設引渡後は貴市にて火災保険・共済等に加入されるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	30	資料1					リスク分担表	No.19の不可抗力について、感染症は不可抗力に含まれる認識で宜しいでしょうか。	具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくこととなります。
96	30	資料1					リスク分担表	不可抗力の項目において、感染症の拡大は不可抗力に該当するという理解でよろしいでしょうか？	具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくこととなります。
97	30	資料1		5			リスク分担表	議会承認が得られない場合のリスクについて、事業者が負担するリスクとは具体的に何を示すのでしょうか。本来議会承認が得られない場合のリスクは貴市が負担するものと考えます。	原案どおりとします。契約締結に係る議案が市議会で議決されなかった場合、仮事業契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとします。なお、詳細は入札公告時に提示します。

実施方針に関する質問への回答

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
98	30	資料1		9			法制度	市のリスクとされる法制度は、要求水準書(案)P10記載の遵守すべき法制度等のことをいうとの理解でよろしいでしょうか。また、市の行政機関、消防署等からの指導に関しても同様の理解でよろしいでしょうか。	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等(許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む。)となります。
99	30	資料1		10			リスク分担表	法制度のリスクについて、上記以外のものとは具体的に何を示すのでしょうか。またそのリスク負担はすべて事業者負担になるのでしょうか。内容によっては貴市負担の内容もあると考えます。	具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくこととなります。
100	30	資料1		19			環境問題	地盤沈下に関する対応が、事業者のみの負担となっておりますが、今回の予定地では、地盤沈下は必ず継続して発生します。地盤沈下した状態でも業務に支障が無いように対処する。との理解でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みの通りです。地盤沈下を極力防ぐ対策をお願いします。
101	30	資料1		22			第三者賠償	上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償に事業者が「▲従負担」と記載がございますが、第三者が行った違法行為に関し別の第三者に被害が及び賠償をするという内容と理解致しましたが、このような場合に民間事業者が「▲従負担」であっても、損害賠償を負担することは難しいと考えております。よって事業者の「▲従負担」の削除いただけますでしょうか。	原案どおりとします。
102	30	資料1		23			不可抗力	国内外を問わずとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には、お見込みのとおりですが、具体的な事象によるため、協議によるものとします。
103	30	資料1		24 25			リスク分担表(金利変動)	①基準金利はTONA-TSRを採用することが多いと認識しておりますが、基準金利は何を想定しておりますでしょうか。②「一定周期での基準金利の見直しを予定」とありますが、どの程度の周期を想定されているのか、ご教示いただけますでしょうか。	前段:入札公告時にお示しします。 後段:10年を想定しています。入札公告時にお示しします。
104		資料1		24 25			金利変動	金利の変動について、貴市と事業者の双方が主分担となっておりますが、事業者が負担するものはどのような範囲なのかご教示ください。	入札公告時にお示しします。
105	30	資料1		25			資料1:リスク分担表	リスク分担表NO. 25に「※一定周期で基準金利の見直しを予定」とありますが、6ページ記載の設計・建設・工事監理業務の対価のうち、余熱利用施設における完了部分以外の支払については、割賦方式による支払いを予定されているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
106	31	資料1		26			物価変動	運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増が、事業者にも●となっております。維持管理・運営業務等について、令和9年4月までに最低賃金が大きく上昇すると予想されます。入札にあたってはその時点の最低賃金を基準に積算し、運営開始時はその時点の最低賃金を基に、維持管理・運営業務等の委託費用を改定し、最低賃金の上昇に伴うリスクは事業者側に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。入札時点での積算の基準は、事業者の提案によります。
107	31	資料1		26			物価変動	維持管理・運営期間中の物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減について、事業者にも●となっております。維持管理・運営業務については、公共水道下水道料金と人件費が多くを占めています。公共水道下水道料金や最低賃金の単価を事業者で低減することは不可能です。事業者側で制御できないリスクは、事業者側に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
108	31	資料1		26			物価変動	物価変動リスクにおいて、運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増については、市、事業者とも主分担となっておりますが、昨今の建設物価等の高騰を鑑みると事業者側で主分担をするのは難しい状況にあります。つきましては、現段階でどのようなお考えか方針だけでもご教示いただきたく存じます。	一定範囲以上の物価変動が生じた場合、当該範囲を超えた部分については本市が負担することを想定しています。詳細は、入札公告時にお示しします。

実施方針に関する質問への回答

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
109	31	資料1		26			物価変動	リスク負担者が、貴市、事業者の双方になっております。両社の負担分については、今後開示される資料等で明示されるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
110	31	資料1		26 27			物価変動	物価変動の起算日は公告日ということによろしいでしょうか？	入札公告時にお示します。
111	31	資料1		26 27			物価変動	物価変動の計算根拠について、各費目に対して用いる客観的デフレーター(消費者物価指数等)を明示するというによろしいでしょうか？	指標は、入札公告時にお示します。
112	31	資料1		26 27			物価変動	物価変動リスクは負担者が貴市と事業者になっていますが、想定している指標や基準があればお示しください。	入札公告時にお示します。
113	31	資料1		27			物価変動	リスク負担者が、貴市、事業者の双方になっております。両社の負担分については、今後開示される資料等で明示されるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
114	31	資料1		43			地下埋設物	地下埋設物に関する資料は公告まで公表する予定はあるのでしょうか。	入札公告時にお示します。
115	31	資料1		44			土地の瑕疵	土壌汚染について、調査資料等で予見できることに関するものは、「閲覧資料4 地歴調査報告書」が該当すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
116	31	資料1		44			土地の瑕疵	土地の瑕疵に関する調査資料について、今後公表予定の資料はあるのでしょうか。	実施方針に関する質問への回答No.115をご参照ください。
117	31	資料1		49			工期遅延	社会情勢による建築資材・設備機器の納品が遅れることによる工期遅延は「23 不可抗力」との認識でよろしいでしょうか。	具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくことになります。
118	31	資料1		50			計画変更	施設完成前に市が発案した軽微な変更とは、どの程度の変更を考えているか具体的数値でお示しください。	具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくことになります。
119	31	資料1		50			計画変更	軽微な変更の具体的な範囲をご教示ください。	具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくことになります。
120	31	資料1		50			計画変更	「軽微な変更」の事例等をご教示ください。	具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくことになります。
121	31	資料1		51			計画変更	施設完成後に市が発案したレイアウト等の変更・改修は市の負担と記載がございますが、明確に分担するため上段の50番にない、「市が発案した軽微な変更も市の負担」と記載をしていただけないでしょうか。	原案どおりとします。
122	32	資料1		63			需要の変動	戦争、災害、新型コロナウイルスなど不可抗力により、事業が中断・中止されずとも利用者の大幅な減少となる場合は、市の負担としていただけないでしょうか。	具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくことになります。詳細は、入札公告時にお示します。